

1 現行の指定統計で基幹統計とすべき統計

(1)現在、指定統計として実施されており、引続き基幹統計として実施することが適当な統計

府省名	統計名
総務省	住宅・土地統計、労働力調査、小売物価統計(消費者物価指数を含む。)、家計調査、個人企業経済調査、科学技術研究調査、就業構造基本調査、全国消費実態調査、全国物価統計、社会生活基本統計、経済構造統計
財務省	法人企業統計
文部科学省	学校基本調査、学校保健統計、学校教員統計、社会教育調査
厚生労働省	人口動態調査、毎月勤労統計調査、医療施設統計、患者調査、賃金構造基本統計、国民生活基礎統計
農林水産省	農林業センサス、作物統計、海面漁業生産統計、漁業センサス、農業経営統計
経済産業省	工業統計調査、商業統計、ガス事業生産動態統計、石油製品需給動態統計、商業動態統計調査、特定サービス産業実態統計、経済産業省特定業種石油等消費統計、経済産業省企業活動基本統計
国土交通省	港湾調査、自動車輸送統計、内航船舶輸送統計、建築着工統計、建設工事統計、法人土地基本統計

(2)新たな基幹統計として統合[共管]することが適当な統計

府省名	統計名	必要性、具体的措置等	実施時期
厚生労働省	薬事工業生産動態統計調査	これら製造業の生産動態に関する統計については、府省横断的な生産動態に関する統計(生産動態統計)を一つの基幹統計とし、その下で、それぞれ独自の調査項目を活かしつつ、他省所管の生産動態統計調査と調査項目、用語等の統一化を図り、各省それぞれが所管する生産動態統計調査として再編・整理を検討する。	平成21年度 早期に所要 の検討を開始 し、25年度ま でに整備を図 る
農林水産省	牛乳乳製品統計、木材統計		
経済産業省	経済産業省生産動態統計		
国土交通省	造船造機統計、鉄道車両等 生産動態統計調査		

2 新たに基幹統計として整備すべき統計

府省名	統計名	必要性等、具体的措置等	実施時期
総務省	現在推計人口（加）	<p>「国勢調査」間の時点について、月別、年次別に推計される人口統計であって、全国人口については、「国勢調査」、「人口動態統計」、外国人統計、国際人口移動統計を用いて、都道府県別人口については、それらに加えて国内人口移動統計を用いて作成される加工統計である。また、各種政策を策定する上での基礎データや（人口当たりの）統計指標の分母人口として活用されており、基幹統計の基準を満たしていると考えられる。</p> <p>なお、本統計を基幹統計に指定し、外国人統計、人口移動統計等の関連する人口統計との連携や精度の向上等を図ることは、統計の体系的整備の上からも有意義と考えられる。</p>	平成 23 年度までの整備に向けて、22 年度から所要の準備を開始する。
総務省等 10 府省庁	産業連関表（基本表）（加）	<p>総務省を始め 10 府省庁の共同作業として作成されている産業連関表（基本表）は、我が国の経済構造を明らかにする基礎統計として、また生産波及効果等を分析する手段として、あるいは国民経済計算基準改定や企業向けサービス価格指数等の基礎資料等として重要な役割を果たしており、法令上の指定基準を満たしていると考えられる。</p>	平成 22 年表の整備に向けて、21 年度から所要の準備を開始する。
財務省	貿易統計（業）	<p>貿易統計は、条約（経済統計に関する国際条約議定書及び附属書並びに 1928 年 12 月 14 日にジュネーブで署名された経済統計に関する国際条約に関する議定書及び附属書（昭和 27 年条約第 19 号））及び関税法（昭和 29 年法律第 61 号）第 102 条に基づき作成されているいわゆる業務統計であるが、貿易の実態を把握し各国の外国貿易との比較を容易にすることにより、国の経済政策や私企業の経済活動の基礎資料を提供するものであり、極めて重要な役割を果たしており、法令上の指定基準を満たしていると考えられる。</p> <p>なお、貿易統計は、税関に提供された輸出入申告の内容を基礎データとして作成する業務統計であり、貿易手続の円滑化・簡素化の観点から、申告者の負担軽減を考慮した申告項目の削減や国際的統一化等に対応することが不可欠と</p>	平成 22 年度までの整備に向けて、21 年度から所要の準備を開始する。

		なっている。業務統計である貿易統計については、作成及び活用の際に、これらの点について十分に配慮されるべきである。	
厚生労働省	完全生命表／簡易生命表 (加)	「国勢統計」、「人口動態統計」、「現在推計人口」を加工し、国民の生存、死亡、健康、保健状況を集約的に示す指標として作成される加工統計であり、国内の医療、保健政策の基礎資料として重要であるとともに、健康に関する国際比較指標としても用いられており、基幹統計の基準を満たしていると考えられる。	平成 22 年度までの整備に向けて、21 年度から所要の準備を開始する。
厚生労働省	社会保障給付費 (加)	国際労働機関 (以下「ILO」という。) が国際比較上定めた社会保障の基準に基づいて、社会保険、公衆衛生サービス、公的扶助、社会福祉制度等の給付等に関する各種の統計を用いて、作成される社会保障給付に関する最も基本的な統計であり、福祉・社会保障全般を総合的に示す指標として位置付けられる。福祉・社会保障に関する各種施策に活用されるほか、福祉・社会保障の分野で研究者等に広く利用されており、基幹統計の基準を満たしていると考えられる。 なお、本統計を基幹統計に指定し、関連する各種業務統計等との連携や精度の向上等を図ることは、統計の体系的整備の上からも有意義と考えられる。	別表の第 2 の 2(3)及び(4)に掲げられた課題の検討状況を踏まえ、できるだけ早期に整備する。
経済産業省	鉱工業指数(加)	鉱工業指数は、経済産業省生産動態統計調査の結果等を基に作成される加工統計であるが、我が国の鉱工業の生産・出荷・在庫に係る諸活動を表す重要な指標であり、また生産活動の基調判断、経済活動分析、生産動向・設備投資分析等にも広く利用されており、法令上の指定基準を満たしていると考えられる。 なお、基幹統計の指定に当たっては、その範囲を指数系列のどこまでにするか、検討する。	平成 22 年度までの整備に向けて、21 年度から所要の準備を開始する。

3 将来、基幹統計化を検討すべき統計

府省名	統計名	必要性、具体的措置等	実施時期
総務省	サービス産業動向調査(承)	調査開始(平成 20 年 7 月から)以降 3 年程度をかけて、調査方法の検討、蓄積したデータに基づいて推計方法、欠測値補完方法等の検討を行った上で、基幹統計化を図る。	調査開始以降 3 年程度をかけて、所要の検討後
	通信産業基本調査(承) 放送番組制作業実態調査(承)	経済産業省企業活動基本調査(指定統計調査)と連携して一元的に行うことが適当である。具体的には、企業活動を把握する基幹統計「企業活動基本統計(仮称)」の下に統合して、大分類「G 情報通信業」に係る共管調査を実施し、情報通信業に関する企業活動の統計を整備する。	平成 22 年を目途
農林水産省	食料品生産実態調査(承) 油糧生産実績調査(承) 米麦加工食品生産動態等統計調査(承)	上記1(2)の府省横断的な生産動態に関する統計(生産動態統計)を一つの基幹統計として指定し、その下の農林水産省所管の生産動態統計調査として再編・整理を検討する中で、この 3 調査についてもその可能性を検討する。	平成21年度早期に所要の検討を開始し、平成 25 年度までに結論を得る。
経済産業省	海外事業活動基本調査(承)	今後の精度向上を確認し、基幹統計化を図る。	平成 23 年度までに結論を得る。
	外資系企業動向調査(承)		
	エネルギー消費統計調査(承)	経済産業省特定業種石油等消費統計(指定統計)等との関係整理を行った上で、基幹統計化する方向で検討を行う。その際、基幹統計の範囲をどのようにするか、併せて検討する。	平成 23 年度までに結論を得る。
	第 3 次産業活動指数(加) 産業連関表(延長表)(加)	1 次統計の整備及び推計手法の高度化によって、精度向上が図られれば、基幹統計化を検討する。	平成 24 年度までに結論を得る。
国土交通省	宿泊旅行統計調査(承)	観光統計に関する都道府県統一基準の作成、外国人旅行者に関する実態把	平成 22 年度

	旅行・観光消費動向調査(承)	握の向上等とともに、両調査の改善・充実を図る等により観光統計を体系的に整備することが必要であり、その過程で両調査の基幹統計化について検討する。	までに結論を得る。
	法人建物調査(承)	密接な関係を有するため同時実施されて来ている法人土地基本統計(指定統計)と統合し、企業の不動産(土地、建物)ストックを把握する基幹統計として指定することを検討する。	平成 24 年度までに結論を得る。

4 現行の指定統計のうち、基幹統計から除外すべき統計

府省名	統計名	理由	実施時期
経済産業省、厚生労働省、国土交通省	特定機械設備統計調査	これらの統計は、いずれも休止状態にあり、今後もその実施が見込めないことから、基幹統計から除外すべき。	平成 21 年度
経済産業省	商工業実態基本調査		
経済産業省	埋蔵鉱量統計	本調査は、昭和 25 年 8 月に指定統計として指定され、平成 16 年から 5 年周期の調査として実施されて来ているが、その重要性が低下して来ていることから、今後、基幹統計調査として実施する必要性に乏しく、一般統計調査として実施することが適当である。	平成 22 年度以降に到来する調査の実施時期まで

5 現行の指定統計のうち、一定の検討が必要な統計

府省名	統計名	必要性、具体的措置等	実施時期
財務省(国税庁)	民間給与実態統計	民間給与実態統計については、民間企業における年間の給与支給及び所得税の源泉徴収等の実態について給与階級別、事業所規模別、企業規模別等に把握する統計であり、租税収入の見積り、租税負担の検討及び税務行政運営等に不可欠な統計であると認められる。	平成 21 年中に結論を得る
総務省	地方公務員給与実態調査	また、地方公務員給与実態調査については、約 300 万人に及ぶ地方公務員の給与実態を把握する統計であり、地方公務員と国家公務員の給与水準を比較したラスパイレス指数を作成するなど、地方公務員の給与に関する制度・	

		<p>運用の基礎資料として活用されるほか、地方財政計画の作成等に活用されており、地方行財政運営等に不可欠な統計であると認められる。</p> <p>上記2統計については、国家公務員給与等実態調査（現在は届出統計）と併せて、労働・雇用統計の体系的整備の観点から、新統計法の全面施行後、総務省政策統括官（統計基準担当）が関係府省の協力を得て、給与の実態に関する上記統計の位置付けに関して検討を行うことが適当である。ただし、検討に当たっては、給与制度の変更等への対応に係る機動性の確保に留意する必要がある。また、これら3統計は、それぞれ対象や目的が異なっており、調査として統合することは適当ではなく、また、現状の調査・公表の時期を変更することが極めて困難であると認められる。</p>	
国土交通省	船員労働統計	<p>船員労働統計は、船員が陸上労働者とは異なり、労働時間や休日等の労働環境について、労働基準法ではなく船員法が適用されるという特殊性を有していることから、こうした船員の報酬や雇用等の実態を把握する統計として、昭和32年以降作成されている。</p> <p>しかし、昨今、我が国の海運をめぐる状況は大きく変化している。例えば、昭和49年には、約28万人であった船員数は、平成18年には、約8万人と大きく減少している。</p> <p>一方、「毎月勤労統計調査」、「賃金構造基本統計」など、労働の需要サイド（企業・事業所）の主要統計においては、現在、対象となる労働者から船員が除かれており、本統計が単純に欠落してしまうことは、統計の体系的整備の観点からは問題がある。</p> <p>このため、労働・雇用統計の体系的整備の観点から、新統計法の全面施行後、総務省政策統括官（統計基準担当）が関係府省の協力を得て、本統計の位置付けに関して検討を行うことが適当である。</p>	平成21年中に結論を得る

注：1）（承）：承認統計、（届）：届出統計、（加）：加工統計、（業）：業務統計

2）新統計法の経過措置（附則第5条）により、現在の指定統計のうち、施行日において総務大臣が公示したものは、新法における基幹統計とみなされる。すなわち、総務大臣が公示したものは、施行日において、一旦それぞれ単独の基幹統計となる。